



保発 0328 第 8 号
平成 26 年 3 月 28 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令
及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正す
る省令の施行について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 96 号。以下「改正政令」という。）及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 29 号。以下「改正省令」という。）が本日公布されたところであるが、改正政令及び改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合に周知徹底を図られたい。

記

第一 健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（別添 1）

1 改正の趣旨

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号。以下「改正法」という。）附則第 38 条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 7 条の規定による改正前の老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による保険者の拠出金（以下「老健拠出金」という。）に関し、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 116 号。以下「政令」という。）の規定による関係法令の技術的読替えを 3 年分延長するものであること。

2 改正の内容

老健拠出金に関する関係法令の技術的読替えは、政令において、平成 24 年度に請求があった旧老健レセプト（平成 19 年度以前に診療があった旧老健法の規定による医療に係るレセプトで、時効の中断等により平成 20 年度以降に請求されるもの）に係る費用に充てられる平成 26 年度の老健拠出金に関する読替えまで措置されているところ、これを平成 27 年度に請求があった旧老健レセプトに係る費用に充てられる平成 29 年度の老健拠出金に関する読替えまで延長するとともに、所要の規定の整備を行うものであること。

3 施行期日

改正政令は、公布の日から施行すること。

第二 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（別添 2）

1 改正の趣旨

老健拠出金に関し、改正法附則第 38 条の規定によりなおその効力を有するものとされた、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 77 号。以下「省令」という。）第 8 条の規定による廃止前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（昭和 62 年厚生省令第 6 号。以下「老健算定省令」という。）の技術的読替えを 3 年分延長するものであること。

2 改正の内容

老健拠出金に関する老健算定省令の技術的読替えは、省令において、平成 24 年度に請求があった旧老健レセプトに係る費用に充てられる平成 26 年度の老健拠出金に関する読替えまで措置されているところ、これを平成 27 年度に請求があった旧老健レセプトに係る費用に充てられる平成 29 年度の老健拠出金に関する読替えまで延長するとともに、所要の規定の整理を行うものであること。

3 施行期日

改正省令は、公布の日から施行すること。

○厚生労働省令第二十九号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定を実施するため、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「平成二十六年度」を「平成二十九年年度」に改める。

附則第十一条第六項中「から平成二十六年度までの各年度」を削り、同条に次の一項を加える。

7 平成二十四年度から平成二十九年年度までの各年度において、退職被保険者等所属市町村について、第三項に規定する新調交省令の規定を適用する場合は、同項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第九条第一項」とあるのは、「附則第九条第五項において準用する同条第四項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

附則第十二条第三項中「平成二十六年度」を「平成二十九年年度」に、同条の表第二条第二項の項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。